# 主眼事項及び着眼点(指定居宅療養管理指導事業)

主眼事項	着	眼	点	自己評価
【介護給付費の算定及び 取扱い】 1 基本的事項	(1) 指定居宅療養管理	別表「指定居宅も	5費用の額は、平成12年 ナービス介護給付費単位	適 ・ 否
		「厚生労働大臣か	る費用の額は,平成12年 「定める1単位の単価」 ≧されているか。	適・ 否
※ 経過措置 (0.1%上乗せ分)	令和3年9月30日まで 当する単位数を算定して		数の1000分の1001に相	適・ 否
2 通院が困難な利用 者について	ものに対して、定期的	に訪問して指導等 の必要のないも <i>の</i>	音であって通院が困難な 音を行った場合の評価で ) や通院が可能なものに	適・ 否
3 単一建物居住者に ついて		ニットにおいて、	は同生活介護事業所につ 居宅療養管理指導費を なとみなしているか。	適 • 否
	世帯の利用者が2人以	上いる場合の居宅	対象となる同居する同一 ご療養管理指導費は、利 場合」を算定している	適・ 否
	療養管理指導事業所が 該建築物の戸数の10% 未満であって、当該居	居宅療養管理指導 以下の場合又は当 宅療養管理指導事 以下の場合には、	建築物において当該居宅 算を行う利用者数が、当 当該建築物の戸数が20戸 事業所が居宅療養管理指 それぞれ「単一建物居	適・ 否
4 医師・歯科医師が行う場合	療養管理指導事業所 宇   宇   宇   宇   宇   宇   宇   宇   宇   宇	の医師が支援は、大学をは、大学をは、大学をは、大学をは、大学をは、大学をは、大学をは、大学を	は 者に対 し さ 者 に 対 り き き き き き き き き き き き き き き き き き き	

		III lie a L. A	44
チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul> <li>割引の設定については、介護サービスの種類毎に「厚生労働大臣が定める基準」における単位に対する百分率(〇〇%)を設定する。</li> <li>割引を設定する場合、事前に県に届出をしているか。</li> <li>本県では、全てのサービスについて、1単位=10円である。</li> </ul>	〇 介護給付費請求明細書(控) 〇 領収証(控)	報酬告示の一 報酬告示の二 報酬告示	報居要の基省 報居要の基省 報居ですり 準告 でいる
<ul> <li>例えば、少なくとも独歩で家族・介助者等の助けを借りずに通院ができるものなどは、通院は容易であると考えられるため、居宅療養管理指導費は算定できない(やむを得ない事情がある場合を除く。)。</li> <li>・単一建物居住者の人数:居宅療養管理指導の利用者が居住する建築物に居住する者のう</li> </ul>		附則第12条 解釈 第2の6(1) 解釈 第2の6(2)	の基サ療びにび支用関定算準一養福係指援のすに訪ス理用部居要の基門関問、指具分宅す算準実す通居導貸)介る定の施うのを入り入る。
ち、同一月の利用者数  ・単一建物居住者の人数は、同一月における以下の利用者の人数をいう。 ア 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、マンションなどの集合住宅等に入居又は入所している利用者 イ (介護予防)小規模多機能型居宅介護(宿泊サービスに限る。)、(介護予防)認知症対応型共同生活介護、複合型サービス(宿泊サービスに限る。)などのサービス		35 2 00 ( Z )	たけり失過工の留意事項について(平12老企 第36号)
スを受けている利用者  ・ 利用者が他の介護サービスを利用している場合にあっては、必要に応じて、利用者又は家族の同意を得た上で、当該介護サービスを提供する上での情報提供及び助言を行うこと。 ・ 必要に応じて、利用者の社会生活面の課題にも目を向け、地域社会における様々な支援へとつながるよう留意し、また、関連する情報については、ケアマネジャー等に提供するよう努めること。	書(控) 〇 介護給付費請求明細書(控) 〇 居宅療養管理指導計画 〇 サービス提供記録	イの注1 ロの注1	

主眼事項	着	眼	点	自己評価
	う。)の人数に従い を算定しているか。	、 1月に2回を限	限として、所定単位数	
	<ul><li>② 単一建物居住者</li><li>③ ①及び②以外の</li><li>(二) 居宅療養管理者</li><li>① 単一建物居住者</li></ul>	者1人に対して行者2人以上9人以 の場合 指導費(Ⅱ) 者1人に対して行	う場合 514単位 下に対して行う場合 486単位 445単位 う場合 298単位 下に対して行う場合	適 • 否
	③ ①及び②以外の	の場合	286単位 259単位	
	(Ⅱ)を算定する場	場合以外の場合に	「は居宅療養管理指導費 , 居宅療養管理指導費	適 ・ 否
	料又は特定施設入 に対して, 医師が 的かつ継続的な医 する居宅サービス	、居時等医学総合管 、 当該利用者の居 学的管理に基づき	その在宅時医学総合管理 理料を算定する利用者 記宅を訪問して行う計画 、介護支援専門員に対 い要な情報提供を行った か。	
		者1人に対して行 者2人以上9人以 <sup>-</sup>	う場合 516単位 下に対して行う場合 486単位 440単位	
	(2) 介護支援専門員へいないか。	の情報提供がない	・場合に,報酬算定して	適・否
	(3) 主治の医師及び歯 ぞれ月2回までの算		)利用者について, それ	適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
・ ケアプランの策定等に必要な情報提供は、 サービス担当者会議への参加により行うこと を基本とする(必ずしも文書等による必要は ない。)。		解釈 第2の6(3)② ア	
・ サービス担当者会議への参加が困難な場合やサービス担当者会議が開催されない場合等は、下記の「情報提供すべき事項」について、原則として、文書等(メール、FAX等でも可)により、ケアマネジャー等に対して情報提供を行うことで足りる。 〈情報提供すべき事項〉 (a) 基本情報(医療機関名、住所、連絡			
先, 医師・歯科医師氏名, 利用者の氏名, 生年月日, 性別, 住所, 連絡先等) (b) 利用者の病状, 経過等 (c) 介護サービスを利用する上での留意点, 介護方法等 (d) 利用者の日常生活上の留意事項, 社会生活面の課題と地域社会において必要な支援等			
・ 介護サービスを利用する上での留意点、介護方法等に関する指導又は助言は、文書等の交付により行うよう努めること。なお、口頭により指導又は助言を行った場合、その要点を記録することが必要であるが、医療保険の診療録に記載する場合、下線又は枠で囲う等により、他の記載と区別できるようにすること。		報酬告示 イの注2 解釈 第2の6(3)② イ	
・ 介護支援専門員によるケアプランの作成が 行われていない場合 居宅療養管理指導以外のサービスを利用していない利用者や自らケアプランを作成している利用者などのケアマネジャーによるケアプランの作成が行われていない利用者に対けて居宅療養管理指導を行う場合は、解釈通知における算定内容の規定にかかわらず算定できる。 ただし、当該利用者が、他の介護サービスを表現の		解釈 第2の6(3)③	
を利用している場合にあっては、必要に応じて、利用者又は家族の同意を得た上で、当該他の介護サービス事業者等に対し、介護サービスを提供する上での情報提供及び助言を行うこと。		解釈 第2の6(3)④ 解釈 第2の6(3)⑤	

主眼事項	着	眼	点	自己評価
	管理指導事業所の 導を行った場合は	臣が定める地域( 医師又は歯科医師 、特別地域居宅駅 定単位数の100分	ついて こ所在する指定居宅療養 所が指定居宅療養管理指 療養管理指導加算とし 分の15に相当する単位数	適・否
	労働大臣が定める 導事業所の医師又 った場合は、1回 る単位数を所定単 ※別に厚生労働	臣が定める地域( 施設基準に適合で は歯科医師が指定 ]につき所定単位	に所在し、かつ別に厚生する指定居宅療養管理指定居宅療養管理指導を行数の100分の10に相当すいるか。	適 · 否
	に厚生労働大臣が て,通常の事業の	理指導事業所の日 定める地域に居住 実施地域を越えて , 1回につき所足	医師又は歯科医師が、別 主している利用者に対し て、指定居宅療養管理指 定単位数の100分の5に相	適 · 否
4 薬剤師が行う場合	療養管理指導師等番別の薬剤師を含め、当者の関連を表現の対対の関連を表現の対対の関連を表現の対対の関連を表現の対対の関連を表現を表現の対対の関連を表現を表現の対対の対対の対対の対対の対対が対対の対対が対対の対対が対対が対対が対対が対対が	所の薬剤師が、 医の薬剤師が、 医の薬は、 変は、 変に、 では、 変に、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 できる。 では、 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。	は ま 者 に は は は は は は は は は は は は は	適 · 否
	び中心静脈栄養を受し、薬学的な管理指つ、1月に8回を降か。	けている者に対し 音導等を行った場 限度として、所定 の薬剤師が行う場		適 · 否
	① 単一建物居住者 ② 単一建物居住者 ③ ①及び②以外の	者 2 人以上 9 人以	う場合 565単位 下に対して行う場合 <mark>416単位</mark> 379単位	

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
※別に厚生労働大臣が定める地域: 平成24年厚生労働省告示第120号		報酬告示 イの注 3 ロの注 2	
※厚生労働大臣が定める施設基準(施設基準の四の三イ) ・1月当たり延べ訪問回数が50回以下の事業所 ・延訪問回数は前年度(3月を除く。)の1月当たりの平均延訪問回数をいう。 ・ 利用者に事前に説明を行い、同意を得ること。		報酬告示 イの注 4 ロの注 3	施設基準: 厚生労働大臣が 定める施設基 準(平27.3.23 厚生労働大臣 告示第96号)
※別に厚生労働大臣が定める地域: 平成27年厚労省告示第92号の二 ・ 医科診療報酬点数表C000往診料の注4、C00 1在宅患者訪問診療料の注9又は歯科診療報 酬点数表C000歯科訪問診療料の注9を算定している場合は、当該加算の対象から除外す		報酬告示 イの注 5 ロの注 4 解釈 第2の6(9)	
・ 薬局薬剤師が行う場合は、利用者の居宅を訪問して、薬歴管理、服薬指導、薬剤服用状況及び薬剤保管状況の確認等の薬学的管理指導を行い、提供した居宅療養管理指導の内容について、利用者又はその家族等に対して、利用者又はその家族等に対かに文書等にて提出するよう努め、速やかに記録、医療機関の薬剤師にあっては、薬剤管理指導記録、を作成するとともに、ケアマネジャーに対するケアプランの作成等に必要な情報提供を行うこととする。	書(控) 〇介護給付費請求明細書(控) 〇居宅療管理指導計画 〇サービス提供記録 〇情報提供が確認できる書類	ハの注1 解釈	
・ 薬局薬剤師にあっては、薬剤服用歴の記録 に、少なくとも以下のア〜ツについて記載し なければならない。 ア 利用者の基礎情報として、利用者の氏 名、生年月日、性別、介護保険の被保険者 証の番号、住所、必要に応じて緊急時の連 絡先等 イ 処方及び調剤内容として、処方した医療 機関名、処方医氏名、処方日、処方内容、 調剤日、処方内容に関する照会の内容等		解釈 第2の6(4)⑤	

主 眼 事 項	着	眼	点	自己評価
		者1人に対して行者2人以上9人以	う場合 517単位 下に対して行う場合 378単位 341単位	
	(2) 介護支援専門員のないか。	への情報提供を行れ	つずに, 報酬算定してい	適・否
	る場合(がん末期 対するものを除く 日以上としている がん末期患者及 は、週2回かつ月 医療機関の薬剤	用患者及び中心静脈 。)にあっては、 か。 なび中心静脈栄養を 8回に限り算定で 引師が行う居宅療養	算を月2回以上算定す 栄養を受けている者に 算定する日の間隔は6 受けている者について きる。 管理指導を月2回算定 の間隔は6日以上とす	適 • 否
			5が居宅療養管理指導を 導費を算定していない	適 • 否
	総合管理料に規定 された利用者であ て、情報通信機器	する訪問診療の実施って、別に厚生労働 を用いた服薬指導 を除く。)を行った	002に掲げる在宅時医学 匠に伴い、処方箋が交付 が大臣が定める者に対し (指定居宅療養管理指導 :場合は、1月に1回に	適 • 否
		定める者(利用者等 が行う居宅療養管理	を告示・十の二) 関指導費を月に1回算定	

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
ウ で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	以际	解釈 第2の6(4)④ 解釈 第2の6(4)⑧	17 心事場
・情報通信機器を用いた服薬指導は、当該薬局内において行うこと。 ・利用者の同意を得た上で、対面による服薬指導と情報通信機器を用いた服薬指導を組み合わせた服薬指導計画を作成し、当該計画に基づき情報通信機器を用いた服薬指導を実施すること。		報酬告示ハの注2	利用者等告示:
・情報通信機器を用いた服薬指導を行う薬剤師は、原則として同一の者であること。ただし、次のa及びbをいずれも満たしている場合に限り、やむを得ない事由により同一の薬剤師が対応できないときに当該薬局に勤務する他の薬剤師が情報通信機器を用いた服薬指導を行っても差し支えない。			厚生労働 基準 表 で ままま で まままま で ままま で まままま で まままま で まままま で まままま で まままま で まままま で ままままま で まままま で ままままま で まままま で ままままま で まままままま

主眼事項	着	眼	点	自己評価
	(6) 疼痛緩和のために 号に規定する麻薬の 当該薬剤の使用に関 合は、1回につき1( か。 <mark>ただし、(5)を</mark>	投与が行われてい し, 必要な薬学的 )0単位を所定単位	る利用者に対して, 管理指導を行った場 数に加算している	適・ 否
	管理指導事業所の 場合は、特別地域 き所定単位数の10	臣が定める地域に 薬剤師が指定居宅 居宅療養管理指導 00分の15に相当す	いて 所在する指定居宅療養 療養管理指導を行った 加算として、1回につ る単位数を所定単位数 算定している場合は算	適 • 否
	労働大臣が定める 導事業所の薬剤師 は、1回につき所 を所定単位数に加 ただし、(5)を算 ※別に厚生労働大	臣が定める地域に施設基準に適合すが指定居宅療養管定単位数の100分の算しているか。	所在し、かつ別に厚生 る指定居宅療養管理指 管理指導を行った場合 の10に相当する単位数 に算定しない。	適 • 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
a 当該薬局に勤務する他の薬剤師(あらか			
じめ対面による服薬指導を実施したことが			
ある2名までの薬剤師に限る。)の氏名を			
服薬指導計画に記載していること。			
b 当該他の薬剤師が情報通信機器を用いた			
服薬指導を行うことについて、あらかじめ			
利用者の同意を得ていること。			
・ 当該居宅療養管理指導の指示を行った医師			
に対して、情報通信機器を用いた服薬指導の			
結果について必要な情報提供を文書で行うこ			
٤.			
・ 利用者の薬剤服用歴を経時的に把握するた			
め、原則として、手帳により薬剤服用歴及び			
服用中の医薬品等について確認すること。ま			
た、利用者が服用中の医薬品等について、利			
用者を含めた関係者が一元的、継続的に確認			
できるよう必要な情報を手帳に添付又は記載			
すること。			
・ 薬剤を利用者宅に配送する場合は、その受			
領の確認を行うこと。			
・ 当該服薬指導を行う際の情報通信機器の運			
用に要する費用及び医薬品等を利用者に配送			
する際に要する費用は、療養の給付と直接関			
係ないサービス等の費用として、社会通念上			
妥当な額の実費を別途徴収できる。			
		報酬告示	
		ハの注 <mark>3</mark>	
1 1			
1			
		報酬告示	
※別に厚生労働大臣が定める地域:		ハの注 <b>4</b>	
平成24年厚生労働省告示第120号			
1 1 1			
1			
		±0 ±11 4+ —	
※厚生労働大臣が定める施設基準		報酬告示	
施設基準・四の三ハ		ハの注 <mark>5</mark>	
・1月当たり延べ訪問回数が50回以下の事業			
所			
・延訪問回数は前年度(3月を除く。)の1			
月当たりの平均延訪問回数をいう。			
・ 利用者に事前に説明を行い、同意を得るこ			
٤ .			

主 眼 事 項	着	眼点	自己評価
	(9) 中山間地域等に居住 て	主する者へのサービス提供加算につい	適・否
	指定居宅療養管理 大臣が定める地域に 事業の実施地域を起 場合は、1回につき 数を所定単位数に加	里指導事業所の薬剤師が、別に厚生労働 に居住している利用者に対して、通常の 越えて、指定居宅療養管理指導を行った き所定単位数の100分の5に相当する単位 口算しているか。 定している場合は算定しない。	
5 管理栄養士が行う場合	以下のイマルに掲げる ででででででいる。 ででででででいる。 ででででででいる。 ででででででいる。 ででででできる。 でででできる。 ででできる。 ででできる。 ででできる。 ででいる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 でき	第1人に対して行う場合 544単位 第2人以上9人以下に対して行う場合 486単位	適 · 否
	以養以介ネ定のる連っ係住指居いかに業関サ化養管養保の及用管指回 理物 に業関サ化養管養保の及用管指回 理物 に 業関サ化養管養保の及用管指回 理物 はり医提該療管に 養田 の で の で の で の で で で で で で で で で で で で	524単位 52人以上9人以下に対して行う場合 466単位	適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
※別に厚生労働大臣が定める地域: 平成21年厚労省告示第83号の二		報酬告示 ハの注 6	
・ 医科診療報酬点数表C000往診料の注 4、C00 1在宅患者訪問診療料の注 9 又は歯科診療報酬 点数表C000歯科訪問診療料の注 9 を算定して いる場合は、当該加算の対象から除外する。		解釈 第2の6(9)	
<ul> <li>栄養ケア計画に従った栄養管理に係る情報 提供及び栄養食事相談又は助言を30分以上行った場合に算定する。</li> <li>居宅療養管理指導(I)については、指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、居宅療養管理指導を実施した場合に、算定できる。なお、管理栄養士は常勤である必要はなく、要件に適合した指導が行われていれば算定できる。</li> </ul>	書(控) 〇 介護給付費請求明細書(控) 〇 居宅療養管理指導計画 〇 サービス提供記録	二の注1 解釈 第2の6 (5)① 解釈	
・ 居宅療養管理指導(II)について、他の指定 居宅療養管理指導事業所との連携により管理 栄養士を確保し、居宅療養管理指導を実施す る場合は、計画的な医学的管理を行っている 医師が所属する指定居宅療養管理指導事業所 が認めた場合は、管理栄養士が所属する指定 居宅療養管理指導事業所が算定することがで きる。		解釈 第2の6(5)③	
・ 居宅療養管理指導(II)を算定する場合、管理栄養士は、当該居宅療養管理指導に係る指示を行う医師と十分に連携を図り、判断が必要な場合などに速やかに連絡が取れる体制を構築すること。なお、所属が同一か否かに関わらず、医師から管理栄養士への指示は、居宅療養管理指導の一環として行われるものであることに留意が必要であること。		解釈 第2の6( <del>5</del> )⑤	
・ 必要に応じて、社会生活面の課題にも目を向けた地域社会における様々な支援につながる情報を把握し、関連する情報を指示を行った医師に提供するよう努めること。		解釈 第2の6(5)⑧	

主眼事項	着	眼	点	自己評価
	は低栄養状態にあ 歯科医師, 管理栄	ると医師が判断し 養士,看護師,薬 者ごとの摂食・嚥	を必要とする利用者又 た者に対して、医師、 経剤師その他の職種の者 下機能及び食形態にも ること。	
	とともに, 利用者 る情報提供及び指 定期的に記録して	又はその家族等に 導又は助言を行い いること。	↑栄養管理を行っている □対して,栄養管理に係 ↑,利用者の栄養状態を	
	ハ. 利用者ごとの栄し、必要に応じて		が状況を定期的に評価 .ていること。	
	管理指導事業所の った場合は,特別	臣が定める地域に 管理栄養士が指定 地域居宅療養管理 (の100分の15に相	いて 所在する指定居宅療養 居宅療養管理指導を行 指導加算として, 1回 当する単位数を所定単	適 · 否
	労働大臣が定める 導事業所の管理栄 合は、1回につき 数を所定単位数に	臣が定める地域に施設基準に適合す養士が指定居宅療所定単位数の100加算しているか。 大臣が定める地域	が開について 所在し、かつ別に厚生 る指定居宅療養管理指 養管理指導を行った場 分の10に相当する単位 :平成21年厚生労働省	適 • 否
	指定居宅療養管 大臣が定める地域 事業の実施地域を	理指導事業所の薬 に居住している利 越えて、指定居宅 き所定単位数の10	・ビス提供加算について 経剤師が、別に厚生労働 J用者に対して、通常の S療養管理指導を行った 00分の5に相当する単位	適 ・ 否
6 歯科衛生士等 が行う場合	〜ハ以下に掲げるい 理指導事業所の歯科 生士等」という。) 行った歯科医師の指 指導を行った場合に	ずれの基準にも適衛生士,保健師又が,当該利用者に示に基づき,当該	者に対して,以下のイ 語合する指定居宅療養管 は看護職員(「歯科 対して訪問歯科診療を が利用者を訪問し,実地 が居住す は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	適・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
※厚生労働大臣が定める特別食 (平成27年利用者等告示の十二) 疾病治療の直接手段として、医師の発行す る食事箋に基づき提供された適切な栄養量及 び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病 食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常 症食、痛風食、嚥下困難者のための流動食、 経管栄養のための濃厚流動食及び特別な場合 の検査食(単なる流動食及び軟食を除く。)			
・ 心臓疾患等の患者に対する減塩食、十二指腸潰瘍の患者に対する潰瘍食、侵襲の大きな消化管手術後の患者に対する潰瘍食、クローン病及び潰瘍性大腸炎等により腸管の機能が低下している患者に対する低残渣食並びに高度肥満症(肥満度が+40%以上又はBMIが30以上)の患者に対する治療食を含む。		解釈 第2の6(5)⑦	
※別に厚生労働大臣が定める地域: 平成24年厚生労働省告示第120号		報酬告示 ニの注2	
※厚生労働大臣が定める施設基準: 施設基準・四の三ホ ・1月当たり延べ訪問回数が50回以下の事 業所 ・延訪問回数は前年度(3月を除く。)の 1月当たりの平均延訪問回数をいう。		報酬告示 二の注3	
・ 利用者に事前に説明を行い, 同意を得ること。 と。 ※別に厚生労働大臣が定める地域: 平成21年厚生労働省告示第83号の二		報酬告示 二の注4	
・ 医科診療報酬点数表C000往診料の注 4、C00 1在宅患者訪問診療料の注 9 又は歯科診療報酬 点数表C000歯科訪問診療料の注 9 を算定して いる場合は、当該加算の対象から除外する。		解釈 第2の6(9)	
・管理指導計画に従った療養上必要な実地指導を1人の利用者に対して歯科衛生士等が1対1で20分以上行った場合について算定し、実地指導が単なる日常的な口腔清掃等であるなど療養上必要な指導に該当しないと判断される場合は算定できない。	書(控) 〇 介護給付費請求 明細書(控)	ホの注1	

主眼事項	着	眼	点	自己評価	
		の人数に従い,	名宅療養管理指導を行っ 1月に4回を限度とし		
	(その実施に同意 士、保健師又は看記 師、歯科衛生士そのの口腔衛生状態及び 画を作成しているで ロ、利用者でしての管理 して当該利用者のし ・嚥下機能に関する	す職のびこ理口るこれ理当者職の長と 導内地し定導計に、種嚥・計の指て期計画に、種嚥・画清導、的画を引の指で期計画を開いまで、 に掃を実にの見いる。利が能・い有つ指録拠し	が状況を定期的に評価 . ていること		
	① 単一建物居住者 ② 単一建物居住者: ③ ①及び②以外の <sup>±</sup>	2 人以上 9 人以下			
	管理指導事業所の 行った場合は、特別	豆が定める地域に 歯科衛生士等が指 別地域居宅療養管 数の100分の15に	いて 所在する指定居宅療養 記居宅療養管理指導を 理指導加算として, 1 相当する単位数を所定	適・否	
	労働大臣が定めるが 導事業所の歯科衛 場合は、1回につ 位数を所定単位数し ※別に厚生労働大日	豆が定める地域に 施設基準に適合す 生士等が指定居宅 き所定単位数の1 こ加算しているか	所在し、かつ別に厚生 る指定居宅療養管理指 療養管理指導を行った 00分の10に相当する単 、。	適 · 否	
	指定居宅療養管3 大臣が定める地域1 事業の実施地域をお	理指導事業所の薬 こ居住している利 越えて,指定居宅 き所定単位数の10	・ビス提供加算について 経剤師が、別に厚生労働 J用者に対して、通常の E療養管理指導を行った 00分の5に相当する単位	適・否	

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
起算して3月以内に行われた場合に算定す	〇 サービス提供記録 の 情報提供が確認できる書類	解釈 第2の6(6)②	
・ 歯科衛生士等が居宅療養管理指導を行った時間とは、実際に指導を行った時間をいうものであり、指導のための準備や利用者の移動に要した時間等は含まない。		解釈 第2の6(5)③	
・ 当該居宅療養管理指導に係る指示を行った 歯科医師は、訪問診療の結果等に基づき指示 した内容の要点を記載し、共同で作成した管 理指導計画を添付する等により保存する。また、実地指導を行う歯科衛生士等に対する指 示等の内容の要点を記載する。 なお、当該記載及び添付については、医療 保険の診療録に記載及び添付することとして もよいが、記載については、下線又は枠で囲 う等により、他の記載と区別すること。		解釈 第2の6(5)⑦	
・ 必要に応じて、社会生活面の課題にも目を向けた地域社会における様々な支援につながる情報を把握し、関連する情報を指示を行った歯科医師に提供するよう努めること。		解釈 第2の6(5) ⑨	
※別に厚生労働大臣が定める地域: 平成24年厚生労働省告示第120号		報酬告示 ホの注2	
※厚生労働大臣が定める施設基準: 施設基準・四の三ホ ・1月当たり延べ訪問回数が50回以下の事業所 ・延訪問回数は前年度(3月を除く。)の 1月当たりの平均延訪問回数をいう。		報酬告示 ホの注3	
・ 利用者に事前に説明を行い、同意を得ること。			
※別に厚生労働大臣が定める地域: 平成21年厚生労働省告示第83号の二		報酬告示 ホ注4	
・ 医科診療報酬点数表C000往診料の注4、 C001在宅患者訪問診療料の注9又は歯科診療 報酬点数表C000歯科訪問診療料の注9を算定 している場合は、当該加算の対象から除外す る。		解釈 第2の6(9)	